

発行 平成27年7月15日

2015-7

No.95

浄化槽あいち



愛知県の花 かきつばた

雑誌のご案内 記事の解説 全職員のお名前と役割



一般社団法人 愛知県浄化槽協会

1. ご挨拶&協会こよみ

- 3 ご挨拶・協会会議等のこよみ

2. 第35回定時社員総会 開催

- 4 第35回定時社員総会を開催
6 第35回定時社員総会 懇親会より
7 第35回定時社員総会 懇親会より あいさつ・祝辞

3. 全浄連 第3回定時総会より

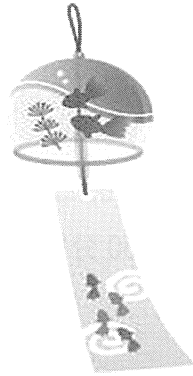
- 9 浄化槽整備事業の推進について
10 平成27年度全浄連活動スローガン及び議決

4. 行政だより

- 11 建築基準法の一部改正(浄化槽に係わる部分を抜粋)
14 愛知県内新設住宅着工統計

5. 協会だより

- 15 環境省より全浄連経由の案内文章(情報提供)
15 ・パンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために(改訂版)」の電子媒体
の情報提供のお知らせ
17 ・マイナンバー(社会保障・税番号)制度の通知・広報への協力依頼について
19 ・2015年度夏季の節電に関するご協力のお願いについて
21 平成26年度 月別法定検査実施結果
22 平成26年度 浄化槽法定検査結果及び不適正な主な内容
24 刈谷市浄化槽設置整備事業の訂正
25 平成27年度「第29回全国浄化槽技術研究集会」開催のご案内
26 ニッコー(株)からのご報告
27 第28回(一社)全国浄化槽団体連合会 表彰・協会休日のお願い
<裏表紙> 折込チラシ 浄化槽法定検査



暑中お見舞い 申し上げます。

平成二十七年 盛夏



一般社団法人 愛知浄化槽協会

会 副 副 理 理 理	会 会 会 会 会	長 長 長 長 長 長 長	加藤鋭吉 東良男 葛上 簗 関谷俊征 湯浅弘一 中島敏仁 浅野政司	理 理 理 理 理 理 理	事 事 事 事 事 事 事	青 杉 木 玉 林 吉 山	山 本 村 越 和 藤 野	公 由 雄 唯 寿 栄 学	美 夫 三 郎 一 二 学	理 理 理 監 監 監 協	事 事 事 事 事 事 会	近 松 井 出 末 小 永 職	藤 井 出 森 川 野 員	千 隆 和 俊 茂 卓 一 同	雅 隆 男 夫 夫 司 同
----------------------------	-----------------------	---------------------------------	------------------------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------

■協会会議等のこよみ

平成27年4月……

- 22日 第1回理事会
議題 ・協会顧問について
・協会の今後の取組について
・平成27年度の部会・委員会について
・浄化槽フォーラムの開催について（環境省）
報告 ・協会の平成26年度事業実施結果について

5月……

- 15日 会計監査
18日 第1回総務財政企画委員会
26日 第2回理事会
議題 ・平成26年度事業報告について
・平成26年度収支決算報告書及び監査報告について
・定款第9条に基づく除名処分について
・役員の一部改選について
27日 浄化槽に係る研修会

6月……

- 4日 浄化槽法指定検査機関東海北陸ブロック協議会理事会
12日 第35回定時社員総会・同懇親会

「第35回 定時社員総会」開催 全議案を原案通り承認

開催日時	平成27年6月12日(金) 午後4時から午後4時50分まで
開催場所	キャッスルプラザホテル 鳳凰の間(北)
総正会員数	228名
出席会員数	157名(うち委任状出席126名)

《 議 事 》

- 第1号議案 平成26年度事業報告について
- 第2号議案 平成26年度収支決算報告書及び監査報告について
- 第3号議案 平成27年度事業計画(案)について
- 第4号議案 平成27年度収支予算(案)について
- 第5号議案 定款第9条に基づく除名処分について
- 第6号議案 役員の一部改選について



《 議事の経過 》

第1号議案 平成26年度事業報告について

議長から承認を得て、司会者が議事を進行し、第1号議案について事務局に報告を求めた。事務局が定時社員総会議案書に基づき、平成26年度の事業概要及び主な事業活動等について注釈を付し説明報告した。議長が第1号議案について質疑発言を求めたが発言なし。議長が第1号議案の平成26年度事業報告について承認を諮り、異議なく満場の拍手をもって承認された。

第2号議案 平成26年度収支決算報告及び監査報告について

議長から承認を得て、司会者が議事を進行し、第2号議案について事務局に報告を求めた。事務局が定時社員総会議案書に基づき、1. 貸借対照表、2. 正味財産増減計算書の前年度との増減が大きい科目について注釈を付し説明した。また、公益目的支出計画実施報告書については、計画通り遂行していることを報告した。次いで司会者から監事に監査報告を要請。代表監事が平成26年度事業報告及び収支計算書並びに関係諸帳簿、証票書類、財産目録、貸借対照表等について監査した結果、正確であると認めたことを報告した。議長から承認を得、司会者が第2号議案について質疑発言を求めたが発言なし。議長は第2号議案の平成26年度収支決算報告及び監査報告について承認を諮り、異議なく満場の拍手をもって承認された。

第3号議案 平成27年度事業計画(案)について

議長から承認を得て、司会者が議事を進行し、第3号議案について事務局に報告を求めた。



社員総会の様子

事務局が定時社員総会議案書に基づき、平成27年度事業計画（案）を説明した。
議長が第3号議案について質疑発言を求めたが発言なし。
議長が第3号議案の平成27年度事業計画（案）について承認を諮り、異議なく満場の拍手をもって承認された。

第4号議案 平成27年度収支予算（案）について

議長から承認を得て、司会者が議事を進行し、第4号議案について事務局に報告を求めた。
事務局が定時社員総会議案書に基づき、平成27年度収支予算案について注釈を付し説明報告した。
議長が第4号議案について質疑発言を求めたが発言なし。
議長が第4号議案の平成27年度収支予算（案）について承認を諮り、異議なく満場の拍手をもって承認された。

第5号議案 定款第9条に基づく除名処分について

議長から承認を得て、司会者が議事を進行し、第5号議案について事務局に報告を求めた。
事務局が社員総会の決議事項になっている定款及び諸規則に違反した場合の除名処分に該当する会員は、当年度はないことを報告した。

第6号議案 役員の一部改選について

議長から承認を得て、司会者が議事を進行し、第6号議案について事務局に報告を求めた。
事務局が後1年の役員任期があるものの、今般、安川浩司理事、西尾諭理事について、転勤等の理由により、同一法人所属の株式会社西原ネオの松井隆氏、クボタ浄化槽システム株式会社の井出和男氏の両氏を後任の理事として提案した。
議長が理事選任について質疑発言を求めたが発言は無く、異議なく満場の拍手をもって、両氏の理事就任が承認された。
司会者が以上をもって本総会の全議事終了を告げ、議長が議長席を降壇した。
その他として、司会者から6月8日に（一社）全国浄化槽団体連合会の定時総会で承認された決議及びスローガンについて事務局に報告を求めた。
事務局が浄化槽整備事業の推進についての決議文及び平成27年度全浄連活動スローガンを、それぞれ読み上げた。

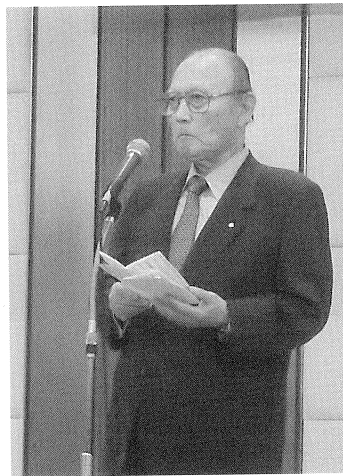
閉会の辞

午後4時50分、司会者の閉会のことばにより、拍手をもって一般社団法人愛知県浄化槽協会第35回定時社員総会を閉会した。

「懇親会に多数の来賓と会員が出席」

引き続き、午後5時30分より、隣室にて懇親会が開かれ、多くのご来賓の方々と会員が集った。

始めに大村秀章愛知県知事よりお祝辞を、来賓の荒木清寛参議院議員よりご挨拶を賜り、岩村進次県議会議員の乾杯のご発声により、懇親会は終始和やかに進められ、午後7時まで参加者一同、懇親を深めた。



加藤鋭吉会長



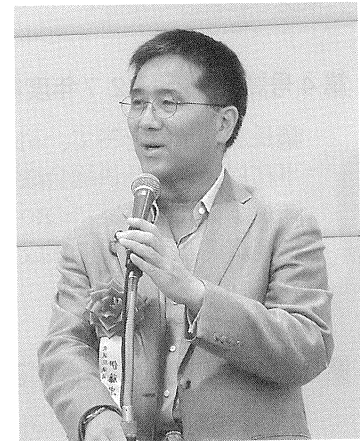
大村秀章愛知県知事



荒木清寛参議院議員



横井五六県議会議員



伊藤忠彦衆議院議員



岩村進次県議会議員(協会顧問)により乾杯



懇親会の様子

第35回定時社員総会 懇親会より～

会長あいさつ

一般社団法人 愛知県浄化槽協会

会長 加藤 鋭吉

本日は、大村知事はじめ、ご来賓各位に於かれましては、ご多用の処ご出席賜り、誠に有り難うございます。

又、平素は当協会に対しまして、格別のご指導・ご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げる次第でございます。

昨年、当協会は創立四十周年を迎え、記念の行事を実施いたしました。皆様方には、永年ご指導・ご鞭撻賜りました事、重ねて御礼申し上げる次第であります。

先ほどの定時総会におきまして、全議案慎重審議の結果、すべて承認可決されました事を、先ずもって、ご報告申し上げます。

さて、地方財政は、人口減少と少子高齢化の進展により、先行き厳しく予測されております。そのような厳しい状況におきまして、浄化槽は、「環境にも財政にも優しく、地震にも強い」生活排水処理として、社会的な評価・期待も、大きくなってきております。併せて、「地方創生の目的に沿った事業」としまして、浄化槽整備推進の気運は、ますます高まってきている状況であります。

これからも、県民の負託に応えるべく、関係団体の皆様とも連携してまいり、なお一層の努力を注ぐ所存であります。引き続き、皆様方のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

本日の懇親会に当りましては、会員多数出席いたしております。

皆様方に於かれましては、時間の許す限り、ご指導ご懇談賜ります事をお願い申し上げ、ご挨拶と致します。

第35回定時社員総会 懇親会より～

祝 辞

愛知県知事 大村 秀章

皆さん、こんにちは！ 愛知県知事の大村秀章でございます。本日は、愛知県浄化槽協会の第35回定時社員総会、懇親会のご盛会おめでとうございます。また、加藤会長はじめ関係の皆様方に、心からお祝いを申し上げたいと思います。

そして今日は、荒木先生、横井議長はじめ、県会、国会の先生方も沢山お見えになっておりますが、皆さんと一緒になりまして、愛知の産業振興、地域振興、そして住宅産業振興をしっかりと進めていきたいと思っております。

住宅着工戸数は、去年はずっと消費税増税から落ち込みましたが、今年3月ようやく対前年で上回り、4月も上回っているということですから、少しずつ明るくなってきているのではないかと思います。また、引き続き皆さんと一緒に住宅建築政策をしっかりと進めていきたいと思っております。また、貴協会の皆様には、浄化槽の検査指導また普及啓発、環境の向上に、大変ご尽力いただいております。感謝申し上げます。

今年は愛知万博10周年ですから、9月に愛・地球博記念公園モリコロパークで、万博10周年の記念として、「全国都市緑化あいちフェア」という花と緑のフェアをやりますので、是非皆様のご協力を頂きたいと思っております。

また、環境面で言いますと、先週、県営名古屋空港に「ソーラー・インパルス2」という太陽光エネルギーだけで飛ぶ飛行機が、急遽、中国の南京からハワイに行く途中で降りてきて、今、名古屋空港に停まっております。

主翼の長さが72メートルとジャンボジェット並ですが、機体の重量が2.3t、ジャンボジェットは400tあります。アルファード1台分の重量で72メートルの翼なんです。

私激励に行きましたが、こういう技術がすごいなと思いました。これからハワイに5昼夜かけて飛んでいくということで、実は急遽、明後日に飛ぶことになりまして、また見学に行こうかと思っておりますが、多分全国から一杯見学の方がいらっしやると思います。

ちなみに、あんなに大きな飛行機なのに名古屋空港の1日の駐機料は810円。何でそんなに安いのかと聞くと、駐機料は機体の重量で決めているということで、着陸料は1,000円、駐機料が810円になっています。これは車1台の駐車料より安いじゃないかと思っておりましたが、お客さまですから大事に扱っております。

それはそれとしまして環境方面のチャレンジをどんどん皆さんとやっていければと思います。

貴協会の皆様のますますのご発展をご祈念申し上げて、お祝いのご挨拶と致します。

おめでとうございます。

全浄連 第3回定時総会 決議文

浄化槽整備事業の推進について

浄化槽は、「環境にも財政にも優しく、地震にも強い」生活排水処理施設であり、社会的な期待も大きい。特に「地方創生」が喫緊の課題であるが、「浄化槽の整備は地方創生の趣旨に沿う事業」であり、市町村の破綻消滅を防ぎ、魅力ある地方を創生するためにも、市町村における浄化槽整備推進の気運はますます高まってきている。

平成二十八年度国家予算編成に当たっては、浄化槽整備事業に対する交付金の増額を図るとともに、下水道と浄化槽の役割分担の観点から、浄化槽の計画的な面的整備を推進するため、「浄化槽整備区域の積極的な設定・拡大」と浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）の一層の普及を促進されたい。

また、「既設単独処理浄化槽の合併化を一層推進」するよう都道府県及び市町村等への指導等各般の施策を講じられるとともに、全浄連提案書の趣旨を理解頂き、法的整備推進とこれに伴う経費は公費負担とする制度創設等、助成制度の抜本的見直しの実施などの行財政措置の推進を図られたい。

さらに、浄化槽の市町村での組織的な維持管理体制を広く整備促進されるとともに、税の公平負担の観点からも「浄化槽設置家庭の維持管理費に対し、下水道並みの公的な助成措置の創設・拡充を」講じられたい。

加えて、これら課題解決のために、浄化槽の一元的情報共有ネットワーク（浄化槽管理システム）の構築とGIS（位置情報）機能を付加した、自治体における「浄化槽台帳の整備」が必須であり、その推進を図られたい。

東日本大震災の復興事業においては、全浄連提言書にあるように、「新しい街づくりは、財政面からも無駄が無く、極めて効率的な浄化槽で速やかに整備するよう」、また、大地震が想定される地域では、「避難所への平時からの浄化槽の設置と震災時における活用を図るよう」行財政措置を講じられたい。

平成二十七年六月八日

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会
会長 上山 健治郎

平成27年度全浄連活動スローガン

1. 「環境にも財政にも優しく、地震にも強い」浄化槽に対する社会的な期待はますます高まっている。都道府県や市町村に対し、経済的観点や人口動態を踏まえての下水道と浄化槽との役割分担の観点から、「都道府県構想」や「生活排水処理基本計画」の徹底した見直し加速を働きかけ、「浄化槽整備区域の積極的な設定・拡大」と、これに伴う「予算措置」を要望する。
1. 既設単独処理浄化槽をすべて合併処理浄化槽に早急に転換する運動を全国的に展開する。さらに、全浄連「提案書」の実現を図るため、「法的整備の推進」と「これに伴う経費は公費負担とする制度の創設等、助成制度の抜本的見直しの実施」などの行財政措置の推進を要望する。
1. 浄化槽市町村整備推進事業（＝市町村設置型）の推進など、浄化槽の市町村での組織的な設置・維持管理体制を広く整備促進するとともに、税の公平負担の観点からも、下水道設置家庭と同様、浄化槽設置家庭の維持管理費に対し、公的な助成措置の創設・拡充を要望する。
1. これら浄化槽整備事業の推進に係わる重要課題を解決していくためには、浄化槽の設置状況や維持管理状況、地域の被災状況などを的確に把握し、素早く対応することが可能な「浄化槽の一元的情報共有ネットワーク（浄化槽管理システム）の構築とGIS機能（位置情報機能）を付加した自治体における「浄化槽台帳の整備」が必須であり、その推進を要望する。
1. 「地方創生」が喫緊の課題であるが、「浄化槽の整備は地方創生の趣旨に沿う事業」であり、「市町村の破綻消滅を防ぎ、魅力ある地方を創生するためにも、地方創生の一翼を担う浄化槽の活用」を要望する。
1. 優れた生活排水処理施設である浄化槽の積極的な啓発活動、とりわけ「浄化槽整備事業は、生活排水処理施設整備の中の個別処理施設整備であり、集合処理施設・下水道とのベストミックスの中で強力に推進されるべきであること」について、新聞・テレビ等のマスメディアを活用した広報活動の強化や、小中高生への環境教育等の推進を通じて、浄化槽のより一層の普及整備促進を図る。
1. 法定検査の受検率の向上のため、浄化槽法改正を踏まえ、都道府県及び市町村に対して、未受検者に対する指導監督等の一層の強化、並びに、第7条・第11条検査完全実施への協力を要望する。
1. 浄化槽の社会的信頼を確保するために導入した、浄化槽機能保証制度の完全実施の体制を推進する。
1. 浄化槽に係る技術の進歩に対応すべく、浄化槽設備士・浄化槽管理士の資格制度を堅持するとともに、その資質の一層の向上を図り、もって浄化槽業界の社会的地位の確立に努める。
1. 浄化槽は、世界に誇るべき生活排水処理システムであり、浄化槽先進国日本は、海外にも広く情報を提供して普及促進を図り、地球の環境を守ることに貢献する。
1. 東日本大震災の復興事業においては、全浄連「提言書」にあるように、「新しい街づくりは、財政面からも無駄が無く極めて効率的な浄化槽で速やかに整備するよう」、また大地震が想定される地域では、「避難所（学校・公民館等）への平時からの浄化槽の設置と震災時における活用を図るよう」、行財政措置の推進を要望する。

建築基準法の一部を改正する法案の施行により、書類の様式が変更

建築基準法の一部を改正する法案(平成26年法律第54号)が、平成27年6月1日に施行されたことに伴い、「浄化槽調書」と「浄化槽工事完了報告書」の様式が変更されました。

建築基準法の一部を改正する法案(平成26年法律第54号)より、抜粋

第十五条の次に次の一条を加える。

(報告、検査等)

第十五条の二 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若しくは第六十八条の十第一項の型式適合認定、第六十八条の二十五第一項の構造方法等の認定若しくは第六十八条の二十六の特殊構造方法等認定(以下この項において「型式適合認定等」という。)を受けた者に対し、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料等の受取若しくは引渡し状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況若しくは建築物に関する調査の状況に関する報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、建築工事場、建築物に関する調査をした者の営業所、事務所その他の事業場若しくは型式適合認定等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関係がある物件、設計図書その他建築物に関する工事に係る物件、建築物に関する調査に係る物件若しくは型式適合認定等に係る物件を検査させ、若しくは試験させ、若しくは建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若しくは型式適合認定等を受けた者に対し必要な事項について質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十八条を次のように改める。

(特殊の構造方法又は建築材料)

第三十八条 この章の規定及びこれに基づく命令の規定は、その予想しない特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物については、国土交通大臣がその構造方法又は建築材料がこれらの規定に適合するものと同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

第六十八条の二十六を第六十八条の二十五とする。

第六十八条の二十五の次に次の一条を加える。

(特殊構造方法等認定)

第六十八条の二十六 特殊構造方法等認定(第三十八条(第六十七条の二及び第六十七条の四において準用する場合を含む。)の規定による認定をいう。以下同じ。)の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出して、これをしなければならない。

■新しい「浄化槽調書」の様式(で記したところが変更になった項目)

浄 化 槽 調 書			
愛知県建築主事 殿		年 月 日	
		建築主 住所 氏名 電話< > () 番	
建築基準法施行細則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。 記			
※	確認済証番号及び 確認済証交付年月日	第 号	年 月 日
1	設 置 場 所		
2	設 計 者 の 資 格、住 所 及 び 氏 名 建築士事務所名	() 建築士 第 号	電話< > () 番 () 建築士事務所 () 第 号
3	浄化槽工事業者 (特例浄化槽工事 業者)の住所、氏 名、登録(届出受 理)番号等	愛知県知事 ^{登録} () 第 号 届 登録(届出受理)年月日	電話< > () 番 年 月 日
4	浄化槽設備士の住 所、氏名、免状交 付番号等	第 号	電話< > () 番 交付年月日 年 月 日
5	浄化槽を設置する 建物の用途等	用途	延べ面積又は戸数 平方メートル 戸
6	浄化槽の名称		
7	構造方法の区分	<input type="checkbox"/> 昭和55年建設省告示第1292号第 第 号 <input type="checkbox"/> 建築基準法第68条の25に基づく構造方法等の認定 認定番号 認定日 年 月 日	
8	処 理 方 法	方式	
9	処 理 能 力	日平均汚水量 人槽 m ³ /	10 水 質 BOD mg/ℓ以下
11	JIS A 3302 による 処理対象人員算 定	(処理対象人員 人)	
12	放 流 場 所	<input type="checkbox"/> 側溝 <input type="checkbox"/> その他()	13 放流方法 <input type="checkbox"/> 自然放流 <input type="checkbox"/> 汲上げ放流
14	建築基準法に基づ く型式適合認定等	<input type="checkbox"/> 型式適合認定(法第68条の10) <input type="checkbox"/> 型式部材等製造者の認証(法第68条の11) 認定番号 認定日 年 月 日	
15	浄化槽法に基づ く型式認定	認定番号	認定日 年 月 日

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 ※印欄には、記入しないこと。
 3 便所及び浄化槽の位置並びに屋外排水管路径路を明示した配置図を添付すること。ただし、確認申請図書に記載されている場合は、この限りでない。
 4 「14欄」又は「15欄」の認定を取得していない浄化槽の場合は、3の添付図面のほかに各室の容量及び汚水量等の計算書、浄化槽構造詳細図を3部ずつ添付すること。

■新しい「浄化槽工事完了報告書」の様式(で記したところの変更になった項目)

浄化槽工事完了報告書			
愛知県建築主事 殿		年 月 日	
		建築主 住所 氏 名 印	
建築基準法施行細則第5条第2項の規定に基づき、下記の浄化槽の工事が完了したので報告します。 記			
1	確認済証番号及び 確認済証交付年月日	第 号 年 月 日	
2	設 置 場 所		
3	浄化槽の名称		
4	構造方法の区分	<input type="checkbox"/> 昭和55年建設省告示第1292号第 号 <input type="checkbox"/> 建築基準法第68条の25に基づく構造方法等の認定 認定番号 認定日 年 月 日	
5	処 理 方 法	方式	
6	処 理 能 力	日平均汚水量 人槽 m ³ /日	7 水 質 BOD mg/ℓ以下
8	建築基準法に基づく型式適合認定等	<input type="checkbox"/> 型式適合認定(法第68条の10) <input type="checkbox"/> 型式部材等製造者の認証(法第68条の11) 認定番号 認定日 年 月 日	
9	浄化槽法に基づく型式認定	認定番号 認定日 年 月 日	
10	浄化槽工事業者(特例浄化槽工事業者)の住所、氏名、登録(届出受理)番号等	電話< >() 番 愛知県知事(登届)第 号 登録(届出受理)年月日 年 月 日	
11	浄化槽設備士の住所、氏名、完了確認済印、免状交付番号等	印 電話< >() 番 第 号 交付年月日 年 月 日	
12	完了確認年月日	年 月 日	
13	使用開始予定年月日	年 月 日	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 建築主の押印は、氏名を自署する場合にあつては省略することができる。

上記は、下記よりダウンロード出来ます。

●愛知県ホームページ「各種様式ダウンロード」

<http://www.pref.aichi.jp/kenchikushido/08youshiki/youshiki.html>

愛知県内 新設住宅着工統計

区 分		平成26年度			平成25年度	
		戸 数	前年度比	構成比	戸 数	
新 設 住 宅 計		55,204	△ 13.7	-	63,974	
利 用 関 係 別	持 家	19,168	△ 22.1	34.7	24,614	
	貸 家	20,366	△ 5.9	36.9	21,642	
	給 与 住 宅	545	168.5	1.0	203	
	分 譲 住 宅	15,125	△ 13.6	27.4	17,515	
資 金 別	民 間 資 金	46,758	△ 12.9	84.7	53,659	
	公 的 資 金	8,446	△ 18.1	15.3	10,315	
	公 営 住 宅	398	△ 47.0	0.7	751	
	機 構 融 資	2,978	△ 24.1	5.4	3,925	
	都 市 機 構	170	-	0.3	114	
	そ の 他	4,900	△ 11.3	8.9	5,525	
建 て 方 別	合 計	35,671	△ 15.6	64.6	42,240	
		一 戸 建 ・ 長 屋 建	19,533	△ 10.1	35.4	21,734
	貸 家	6,794	8.0	12.3	6,288	
		一 戸 建 ・ 長 屋 建	13,572	△ 11.6	24.6	15,354
	分譲住宅	9,696	△ 14.1	17.6	11,293	
	共 同 建	5,429	△ 12.7	9.8	6,222	
構 造 別	木 造	31,684	△ 15.3	57.4	37,403	
	非 木 造	23,520	△ 11.5	42.6	26,571	
		鉄 骨 ・ 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造	500	20.5	0.9	415
		鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造	11,326	△ 16.9	20.5	13,624
		鉄 骨 造	11,658	△ 6.1	21.1	12,416
		コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 造	1	△ 80.0	0.0	5
	そ の 他	35	△ 68.5	0.1	111	
プ レ ハ ブ 住 宅		10,991	△ 6.2	19.9	11,713	

建築物着工統計

区 分		平成26年度			平成25年度
		床面積	前年度比	構成比	床面積
建 築 物 計		9,055.6	△ 10.2	-	10,082.7
用 途 別	居 住 用	5,332.8	△ 17.9	58.9	6,496.6
	居 住 専 用	5,122.6	△ 17.7	56.6	6,221.2
	居 住 産 業 併 用	210.2	△ 23.7	2.3	275.4
	非 居 住 用	3,722.7	3.8	41.1	3,586.2
	商 業 ・ サ ー ビ ス 業 用	2,247.5	△ 0.1	24.8	2,250.1
	公 益 事 業 ・ 公 務 文 教 用	448.8	39.9	5.0	320.8
	鉱 工 業 用	833.9	△ 1.3	9.2	844.5
	農 林 水 産 業 ・ そ の 他 用	192.6	12.7	2.1	170.8

(注) 床面積については、100㎡未満を四捨五入としている。

環境省から全浄連経由の案内文書（情報提供）

パンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（改訂版）」の
電子媒体の情報提供のお知らせ

事務連絡第 4 号
平成27年4月22日

会員団体
事務局長 各位

特別会員 各位

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会
事務局長 石井昭雄
(公印省略)

パンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（改訂版）」
の送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当連合会の運営につきまして、格別のご協力、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、環境省浄化槽推進室より、公正取引委員会からパンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（改訂版）」の電子媒体が提供されたとの情報提供がありましたのでお知らせ申し上げます。

つきましては、貴会員におかれましても、周知の程、宜しくお願い申し上げます。
なお、以前からの主な改訂箇所は以下の通りです。

- 消費税率10%への引き上げ時期の変更及び消費税転嫁対策特別処置法の期限の延長を反映
- 転嫁拒否等の行為の具体例を実際の指導・勧告事例等を踏まえて修正

〈公正取引委員会ホームページアドレス〉

<http://www.jftc.go.jp.index.html>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部より

パンフレットの送付について(情報提供)

事 務 連 絡
平成27年4月17日

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課浄化槽推進室

パンフレットの送付について(情報提供)

平素より浄化槽行政の推進につきましてご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、公正取引委員会より、パンフレット「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために(改訂版)」の電子媒体が提供されましたので、貴団体へも情報提供させていただきます。

なお、以前からの主な改訂箇所は以下の通りです。

- 消費税率10%への引き上げ時期の変更及び消費税転嫁対策特別処置法の期限の延長を反映
- 転嫁拒否等の行為の具体例を実際の指導・勧告事例等を踏まえて修正

貴団体におきましてもむ、パンフレットの内容について御一読いただき、消費税の円滑かつ適正な転嫁にご協力をお願いいたします。

【担当】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課浄化槽推進室 藤村・磯野
電話：03-3581-3351 (内線 6908)
FAX：03-3593-8263
E-mail：hairi-jokaso@env. go. jp

環境省大臣官房浄化槽推進室より

マイナンバー制度の周知・広報への協力依頼について

事務連絡

平成 27 年 3 月 30 日

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課浄化槽推進室

マイナンバー(社会保障・税番号)制度の周知・広報への協力依頼について

本年10月以降、マイナンバーの番付・通知が始まり、来年1月からマイナンバーの利用が開始されます。

今般、内閣府大臣官房番号制度担当室長より、別添のとおり、マイナンバー制度について、関係業界団体への周知・広報の協力依頼を行うよう、依頼がありました。

すべての国民、すべての事業者に関係する制度の施行に向け、貴団体におかれましても、別紙のマイナンバーに関する広報・普及啓発媒体もご活用いただき、会員等に対して、マイナンバー制度の周知・広報にご協力賜りたく、ご連絡申し上げます。(下記に対応例をお示ししています。)

(例)

- ・ 貴団体の機関紙、ホームページ、SNS(メルマガ、Facebook、twitter 等)等を活用した情報発信
- ・ 貴団体HPトップページにマイナンバーのバナー掲示
- ・ 関係業界内の説明会・勉強会の開催
- ・ チラシその他の広報媒体の活用

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の広報について

1 広報・普及啓発媒体について（平成27年2月時点）

(1) マイナンバーホームページ

内閣府(内閣官房)として、マイナンバー(社会保障・税番号)制度のホームページを開設し、広報・普及啓発媒体やよくある質問(FAQ)などを掲載しています。また、関係省庁の特設サイトへのリンクも掲載しています。

- ◆ ホームページアドレス：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- ◆ 検索ワード：「マイナンバー」
- ◆ 関係省庁のマイナンバー特設サイト
 - ・ 特定個人情報保護委員会：<http://www.ppc.go.jp/>
 - ・ 総務省 地方税：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/56538.html
個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会
：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/mynumber/index.html
 - ・ 国税庁（マイナンバー特設サイト）
：<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>
 - ・ 厚生労働省（マイナンバー特設サイト）
：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>

(2) マイナンバー公式ツイッター

マイナンバー公式ツイッターで情報発信を行っており、内閣府(内閣官房)の情報に加え、関係省庁のホームページの更新情報の紹介などを行っています。

- ◆ 公式 twitter：https://twitter.com/mynumber_pr

(3) マイナンバーコールセンター

内閣府(内閣官房)において、平成26年10月1日よりコールセンターの運営を開始しています。国民や事業者からのご質問に回答するとともに、必要に応じ、関係省庁につなぐことにより、ワンストップでの対応を行っています。

- ◆ 電話番号：日本語 0570-20-0178(マイナンバー) 英語 0570-20-0291
- ◆ 受付時間：平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始除く)
- ◆ 開設期間：平成26年10月1日～平成29年9月末(予定)

(4) マイナンバー啓発用ポスター

マイナンバー啓発用ポスターを平成26年10月に、地方公共団体、税務署、年金事務所、ハローワーク等に配布しました。マイナンバーホームページにも、ポスターの電子データを掲載していますので、印刷してチラシ等にご活用ください。

- ◆ ポスター：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kouhou.html>

(5) 民間事業者向け資料

関係省庁のホームページで、以下のような資料が公表されています。(随時、最新情報に更新される予定)

- ア 内閣府(内閣官房)・事業者向けマイナンバー広報資料(説明文付)・FAQ(よくある質問)等
- イ 特定個人情報保護委員会・民間事業者向けガイドライン・Q&A・ガイドライン説明資料等
- ウ 総務省・地方税関係資料・個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会資料等
- エ 国税庁・国税関係資料・法人番号関係資料
- オ 厚生労働省・医療保険者向け資料・民間事業者向け資料(社会保障関係)

(6) 政府広報

当面、今年度中に、TVCM(3月第2週から3週間の予定)、新聞記事下広告(3/15(日)、16(月)の予定)、新聞折込広告(3/29(日)の予定)、雑誌、WEB等、多様なメディアを活用したマイナンバー制度の広報を実施予定です。

(7) 外国人向け広報

現在、特設ホームページ内で、英語での情報提供を順次始めており、今後、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の情報提供も順次始める予定です。コールセンターも来年度は5か国語で対応可能とする予定です。

(8) 今後の予定

今後、障害者向けの広報についても媒体の作成等を行う予定です。その他、マイナンバーの周知・広報に活用可能な媒体等はホームページで広く情報提供するほか、随時お知らせする予定です。

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部より

2015年度夏季の節電に関するご協力のお願いについて

平成27年5月25日

浄化槽関係団体 各位

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課浄化槽推進室

2015年度夏季の節電に関するご協力のお願いについて

2014年度冬季の節電対策につきまして、多大なご協力をいただきありがとうございました。皆様の御協力もあり、電力需給の大きなひっ迫を招くことなく2014年度冬季を無事に乗り切ることが出来ました。

一方、これから電気需要が高まっていく夏場の対策として、本日5月22日に、電力需給に関する検討会合が開催され、「2015年度夏季の電力需要対策について」が決定されました。

政府及び電力会社においては、夏に向け引き続き供給力の確保に最大限の努力をしております。全国の需要家の皆様には、無理のない範囲で、「2015年度夏季の電力需給対策について」に基づき、別紙のとおり、節電にご協力をお願い申し上げます。

2015 年度夏季の政府の節電の取組について

平成 27 年 5 月 22 日
内閣官房

「2015 年度夏季の電力需給対策について」（平成 27 年 5 月 22 日電力需給に関する検討会合決定）に基づき、政府においては、以下の対応を行うこととする。

(1) 基本的な方針

2015 年度（平成 27 年度）夏季の電力需給は、いずれの電力管内でも電力の安定供給に最低限必要な予備率 3%以上を確保できる見通しであるが、これは、国民各層による節電の定着*1を前提としている。

そこで、政府においては、以下の(2)(3)の取組を含む節電対策に率先して取り組むことにより、現在定着している節電の取組の確実な実施を図り、節電協力要請期間・時間帯*2の使用最大電力の抑制に努める。

*1 2010 年度（平成 22 年度）最大電力比で以下の数値を見込んでいる。これらは節電を行うに当たっての目安となる。

北海道電力管内	▲7.1%	東北電力管内	▲4.4%	東京電力管内	▲12.2%
中部電力管内	▲4.9%	関西電力管内	▲10.0%	北陸電力管内	▲4.4%
中国電力管内	▲3.7%	四国電力管内	▲6.0%	九州電力管内	▲8.6%

*2 2015 年（平成 27 年）7 月 1 日（水）から 9 月 30 日（水）まで（8 月 13 日（木）及び 14 日（金）を除く。）の平日の 9 時から 20 時まで。

(2) 節電に係る具体的取組

具体的な節電の取組事項については、昨夏の各府省における取組や「夏季の節電メニュー（事業者の皆様）」（平成 27 年 5 月経済産業省）を参考にしつつ実施する。

(3) 独立行政法人、公益法人及び地方公共団体への取組の波及

独立行政法人及び公益法人については、所管府省から、昨夏の各府省における取組や「夏季の節電メニュー（事業者の皆様）」（平成 27 年 5 月経済産業省）を参考にしつつ使用最大電力の抑制を実施するよう要請する。

また、地方公共団体に対し、上記「夏季の節電メニュー（事業者の皆様）」を参考にしつつ使用最大電力の抑制を実施するよう奨励する。

平成 26 年度 月別法定検査実施結果

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
①検査依頼数	5,340	5,161	5,577	5,518	4,765	5,165	5,424	5,112	4,990	4,896	5,105	5,489	62,542
②検査数	5,340	5,161	5,577	5,518	4,765	5,165	5,424	5,112	4,990	4,896	5,105	5,489	62,542
③検査担当班数	26	26	28	28	28	27	27	27	27	28	29	28	
④専任検査員数	26	26	28	28	28	27	27	27	27	28	29	28	
⑤兼任検査員数	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	
⑥補助員数	2	2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
⑦延検査員数	541	523	581	595	514	521	550	506	514	492	534	572	6,443
⑧検査従事日数	23	23	24	24	21	22	24	23	22	23	23	23	275
⑨延検査日数	541	523	581	595	514	521	550	506	514	492	534	572	6,443
⑩1日平均の 検査基数②/⑧	232.2	224.4	232.4	229.9	226.9	234.8	226.0	222.3	226.8	212.9	222.0	238.7	227.4

③は、検査員1人で検査を行った場合も1班とする。

⑦は、検査員毎の検査従事日数の合計をいう。

⑧は、月間の実際に検査を行った日数をいう。

⑨は、検査担当班数（単位）毎の検査従事日数の合計をいう。

平成26年度浄化槽法定検査結果及び不適合の主な内容

〈7条検査〉

人 槽	5～10	11～20	21～50	51～200	201～500	501～	計
検査実施数	5,224	175	241	70	7	5	5,722
(基)	(5,224)	(175)	(241)	(70)	(7)	(5)	(5,722)
検査結果 (基)							
おおむね							
適正	3,417	90	144	44	5	0	3,705
不適正	954	44	41	16	2	0	1,069
比率 (%)							
おおむね							
適正	65.4%	51.4%	59.8%	18.3%	71.4%	100.0%	64.8%
不適正	18.3%	25.1%	22.0%	22.9%	28.6%	0%	18.7%
事務所等への通報件数	853件	41件	44件	10件	0件	0件	948件

不適合の内容と件数

1	保守点検の回数	877	7	30. 送風機の稼働状況		4
2	74. 処理水と消毒剤の接触状況	305	8	09. 雨水の流入状況		2
3	73. 消毒剤の有無	271	9	11. その他の特殊な排水の流入状況		1
4	07. 嵩上げの状況	14	10	13. ポンプ設備の固定状況		1
5	21. 消毒設備の固定状況	6	11	14. 接触剤、ろ材、担体等の固定及び保持状況		1
6	27. 送風機の設置状況	5				

(注) ()内は、合併処理浄化槽で、内数

平成26年度浄化槽法定検査結果及び不適正の主な内容

〈11条検査〉

人 槽	5～10	11～20	21～50	51～200	201～500	501～	計
検査実施数	44,614	2,803	5,289	2,736	986	392	56,820
(基)	(41,366)	(1,900)	(2,842)	(2,164)	(860)	(380)	(49,512)
検査結果 (基)							
おおむね							
適正	32,567	1,509	1,844	521	719	50	41,202
不適正	10,538	1,844	1,079	566	225	338	13,098
比率(%)							
おおむね							
適正	73.0%	3.4%	65.8%	20.4%	72.9%	12.8%	72.5%
不適正	23.6%	11.4%	20.4%	20.7%	4.3%	1.0%	23.1%
事務所等への通報件数	1,509件	319件	521件	125件	42件	4件	2,520件

不適正の内容と件数

1	30. 送風機の稼働状況	1,016	17	38. 制御装置の稼働状況	15
2	73. 消毒剤の有無	1,001	18	03. 破損又は変形の状況	11
3	保守点検の回数	723	19	47. 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況	11
4	清掃の回数	462	20	45. 各单位装置間の水流の状況	7
5	14. 接触剤、ろ材、担体等の固定及び保持状況	79	21	22. 越流ぜきの固定状況	6
6	29. ポンプの稼働状況	78	22	19. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	5
7	21. 消毒設備の固定状況	60	23	35. 循環装置の稼働状況	5
8	04. 漏水の状況	58	24	62. 消毒槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	5
9	27. 送風機の設置状況	43	25	34. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	4
10	74. 処理水と消毒剤の接触状況	42	26	39. 調整装置の稼働状況	4
11	08. 浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況	25	27	17. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	3
12	44. 放流管渠(路)の水流の状況	25	28	26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況	3
13	32. ばっ気装置の稼働状況	24	29	36. 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	3
14	15. ばっ気装置の固定状況	21	30	48. 流量調整槽の水位及び水流の状況	2
15	23. 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	21	31	68. 処理対象以外の排水の流入状況	2
16	52. 生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	18	32	66. 汚泥の流出状況	1

(注) ()内は、合併処理浄化槽で、内数

刈谷市浄化槽設置整備事業の訂正

訂正 平成27年度 浄化槽設置費補助金制度のあらまし…18ページ

No. 9

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
刈谷市	経済環境部 環境推進課	0566-62-1017	直通	0566-24-3481
住所	〒448-8501 刈谷市東陽町1-1		担当者氏名	鈴木 章弘

(1) [補助金額] (単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	310,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	360,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	454,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) [平成27年度の補助計画基数] (単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
21	35	4					60

前年度実績基数 (29基)

(3) [補助対象地域]

- ・下水道法に基づく公共下水道認可区域以外の地域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用されるものにあつては、同指針に適合するもの
- ②専用住宅（主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物）
- ③10人槽以下の浄化槽を設置しようとする者で、市内に住所を有する者（市外に住所を有する者で、市内に専用住宅を新築、購入等するものを含む）

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②専用住宅等を借りている者で貸貸人の承諾が得られない者
- ③販売の目的で浄化槽付専用住宅を建築（改築を含む。）する者。ただし、居住の目的で当該専用住宅を購入した者は補助金交付の対象となることのできる。
- ④市税を滞納している者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- ②設置場所の案内図及び配置図（配管のわかるもの）
- ③浄化槽設置工事見積書の写し
- ④専用住宅等を借りている者は貸貸人の承諾書
- ⑤浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として全国浄化槽推進市町村協議会の登録を受けていることを証明する登録証の写し及び登録浄化槽管理票C票
- ⑥浄化槽機能保証制度における保証登録証
- ⑦浄化槽設備士免状及び昭和62年度以前の資格者については小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書の写し
- ⑧市税の完納を証する納税証明書（市外に住所を有する者が申請するとき、又は建売者が申請するときは、市税の完納を証する納税証明書については、実績報告の際に提出する）
- ⑨その他市長が必要と認める書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・提出期限：当該年度の末日までに提出する
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ②浄化槽法定検査契約書の写し及び浄化槽法定検査依頼書の副本
- ③浄化槽の設置に要した費用の領収書の写し
- ④施工の写真（着工前・工事中・完了後）
- ⑤住民票の写し
- ⑥その他市長が必要と認める書類

会員 ニッコー株式会社より、ご報告

ニッコー浄化王シリーズ予防保全作業の終結について

2015年4月吉日

関係各位

ニッコー株式会社
代表取締役社長 二俣一登



ニッコー浄化王シリーズ予防保全作業の終結について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2008年11月～2011年10月末までに生産した弊社の家庭用浄化槽「浄化王」の5人槽と7人槽および「浄化王x」の5人槽において、使用状況によっては浄化槽内部に充填している「担体」が一方に偏り、機能が損なわれる恐れがありました。

このため、弊社といたしましては未然に不具合の発生を防ぐために、この期間に生産した対象製品について、予防保全作業を2012年12月から概ね2年間で完了させるべく、実施してまいりました。

作業を開始して2年と4か月経過しましたが、皆様のおかげをもちまして、2015年3月末日にて、これまでにお寄せいただいた設置先への対応が完了いたしました。

(対象台数 61,843台 対応台数 49,845台 対応進捗率は80.6%となっております。)

つきましては、本件の予防保全作業の組織的な対応は2015年5月末日で終了とさせていただきます。

皆様方の多大なるご指導、ご協力に心より感謝を申し上げます。

なお、対応終了後のお問い合わせにつきましては、引き続き2016年5月末日まで下記のフリーダイヤルをご利用いただきますようお願い申し上げます。

●本件に関するお問い合わせ・連絡窓口




ニッコー株式会社 品質保証部 カスタマーサービス課

フリーダイヤル：0120-862-501（土、日、祝除く）

FAX：0120-862-502

第28回(一社)全国浄化槽団体連合会 表彰

平成27年6月8日に開催された全浄連の表彰式で、下記の方が受賞されました。

-  全浄連会長顕彰状受賞者 **関谷俊征 氏** (当協会副会長)
-  全浄連会長表彰状受賞者 **中島敏仁 氏** (当協会理事)
-  全浄連会長感謝状受賞者 **浅野政司 氏** (当協会理事)

協会休日のお知らせ

日ごろは、当協会の運営にあたり、ご理解とご支援・ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

つきましては、下記のとおり休日とさせていただきますので、何かとご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

8月12日(水) ~ 8月16日(日)

※8月15日(土)は、8月22日(土)出勤の振替

■発行 一般社団法人 愛知県浄化槽協会

- ・事務局 〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-3-1
TEL <052> 481-7200 FAX <052> 481-7207
- ・法定検査部
 - 名古屋業務所 〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-3-1
TEL <052> 481-7160 FAX <052> 481-7163
 - 豊田業務所 〒471-0064 豊田市梅坪町9-5-10
TEL <0565> 37-3360 FAX <0565> 37-3361
 - 春日井業務所 〒487-0024 春日井市大留町2-2-18
TEL <0568> 53-3721 FAX <0568> 53-3722
 - 名古屋西業務所 〒452-0911 清須市西須ヶ口3-2-1
TEL <052> 618-6351 FAX <052> 618-6352

1年に1回、浄化槽の法定検査を受けましょう!!

ご自宅の浄化槽は
合併処理浄化槽ですか？

単独処理浄化槽は「し尿」しか処理できません。
「生活雑排水」も浄化できる合併処理浄化槽に
付け替えましょう。

浄化槽法定検査は
法律で義務付けられています!!

浄化槽のあるお宅では、年1回の水質検査を受ける
ことが法律で義務付けられています。
浄化槽がしっかり働けるように年1回の法定検査を
必ず受けましょう。



※平成18年2月からは、法定検査を受検していない
浄化槽管理者に対する罰則も設けられました。

【愛知県環境部監修】



一般社団法人 愛知県浄化槽協会 〒453-0017 名古屋市中村区則武本通 1-31

<http://www.aijohkyo.org/>

【事務局】 TEL : 052-481-7200 FAX : 052-481-7207 【法定検査部】 TEL : 052-481-7160 FAX : 052-481-7163

愛知県浄化槽協会

検索

今年も中日新聞の折り込み広告を実施します。日程は、8/24、10/1、H28. 2/3